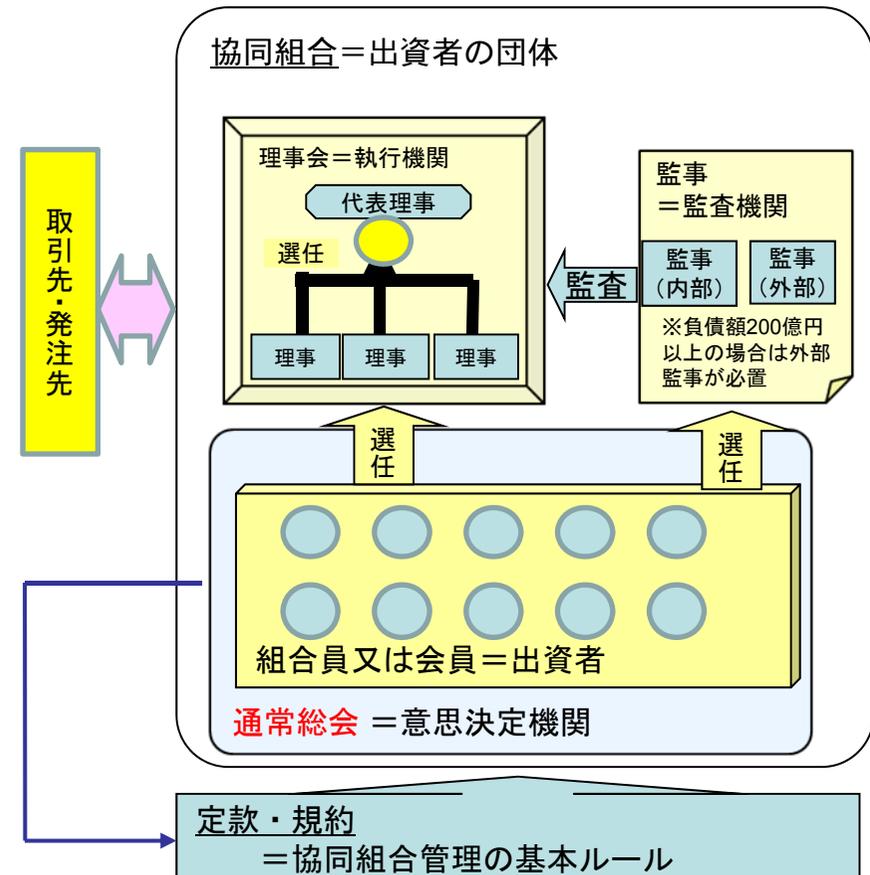
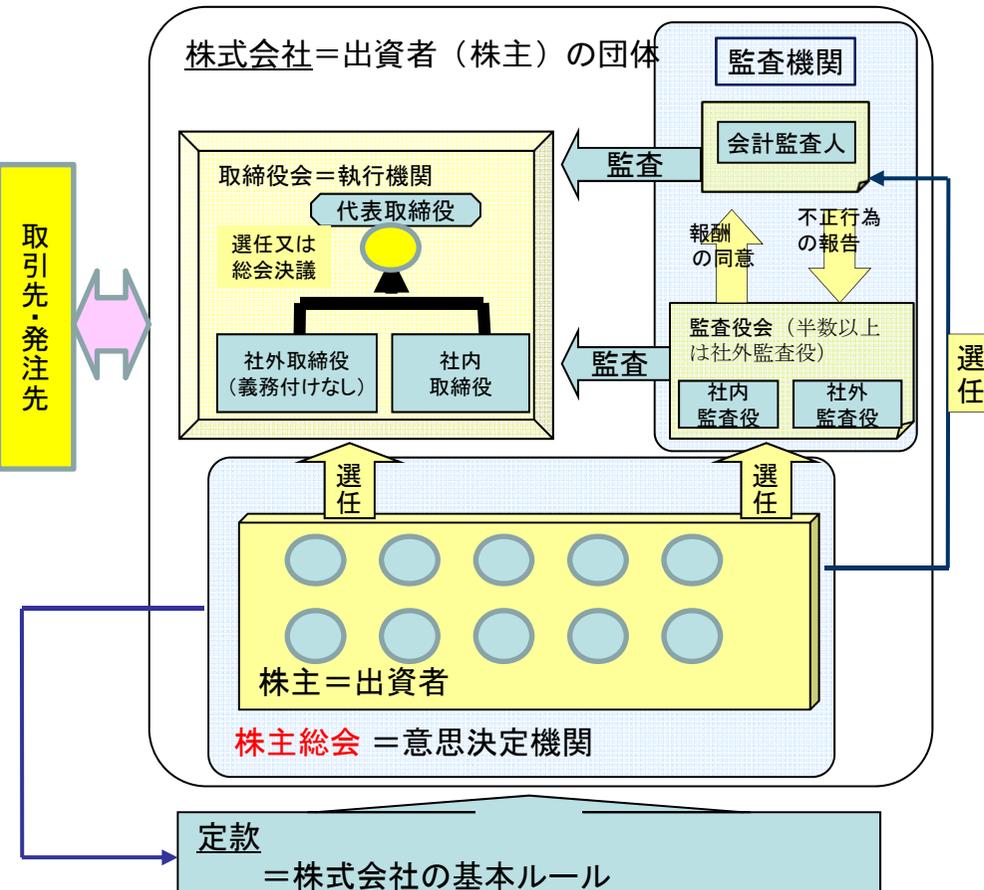


株式会社

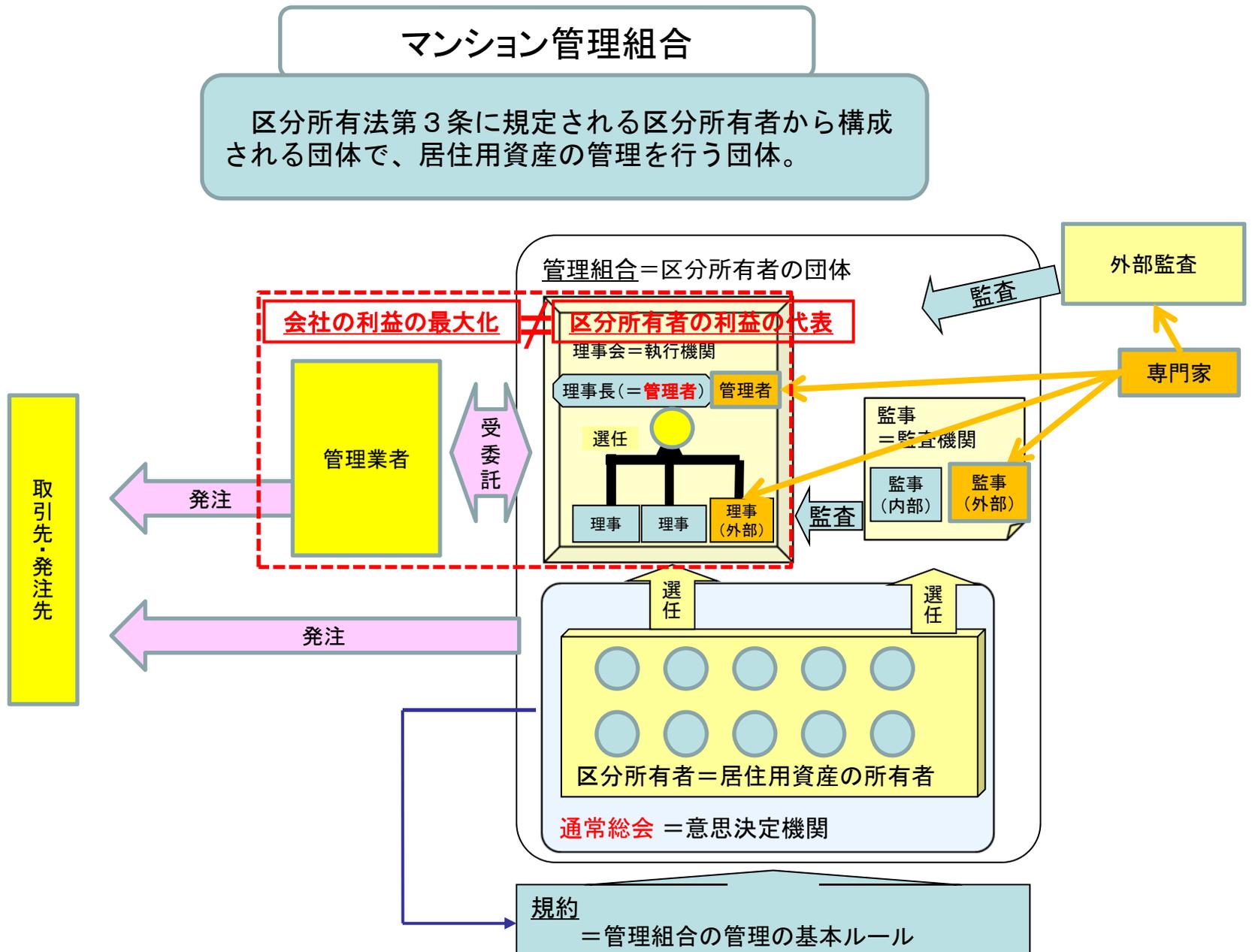
株式を有する不特定多数の株主から有限責任の下に資金を調達し、株主から委任を受けた経営者が事業を行い、利益を株主に配当する営利を目的とする企業組織体。

協同組合(生協等)

同じ地域に居住する者又は同じ職場に勤務する者が、相互の助け合いにより、相互の生活の安定と生活文化の向上を図る事業を行うために組織する団体。営利を目的としない。



マンション管理組合のガバナンスの仕組み



成年後見制度における裁判所による監督について

法定後見制度(民法)

本人の判断能力の程度に応じて、家庭裁判所が選任した支援者(後見人・保佐人・補助人)が本人の支援を行う制度。

任意後見制度(任意後見契約に関する法律)

本人の判断能力があるうちに、将来自分の判断能力が衰えた場合の後見の範囲や後見人等をあらかじめ公正証書の契約によって定めておく制度。

家庭裁判所

※弁護士会のリストの中から選任
 選任(849条)
 ・監督(869条)

成年後見監督人

(家庭裁判所の判断で設置)

選任(843条)

成年後見人

支援

本人

監督(851条)

- ・財産目録の提出請求(863条)
- ・後見事務の調査(863条)
- ・後見人解任の申立(846条)

等

※成年後見人、成年後見監督人への報酬を負担

家庭裁判所

選任(4条)
 ・監督(7条第3項)

任意後見監督人

(本人の申立てにより家庭裁判所が設置)

定期的に報告(7条第2号)

任意後見人

支援

本人

監督(7条各号)

- ・急迫の事情の場合に任意後見人の代理権の範囲で必要な処分(第3号)
- ・利益相反取引について本人を代理(第4号)
- ・任意後見人に報告を求める(第2項)

等

任意後見契約(3条)
 「公正証書契約」

成年後見人及びそれを監督する成年後見監督人の仕組みをマンション管理のガバナンスの確保、再生に活用できないか。